



乗運、航空運内の
客室乗務員連絡組織は4月、新
組織(ナウイルス感染拡
け)国交省(13日)
労省(14日)に感
策の強化を求める
の緊急要請をしました。
要請内容は、①社
社にマスク、手
え国際線乗務時
服やゴーグルの着

せ、感染拡大防止に向かって最大限の措置を取る航空会社が、^①飛行機の運航を停止すること。^②運航できるよう、国として最大限の支援を行うとともに、準備が整うまでの間は、国際線の全便運休を検討すること。

緊急要請は、国内もはより世界規模で感染者が急増していること、政

府による緊急事態宣言発令状況を踏まえ、各事業者・職務員において、特に国際化・複数言語での業務への感染リスクが高まっている。業務するにあたっては、各事業者・職務員は日々不安を抱え、業務が強いストレスにならざるを得ない。そこで、業務時に示したうえで、業務時に使用するマスクや手袋での対応は不十分であること、海外では医療用マスクやゴム手袋等の個人防護具の供給が不足していること等を周知してほしい。

一ヶ月、手袋、防護服が支給されている事例を示し改善を求めています。すでに乗務員の感染や、感染した旅客の搭乗事例があることから現状の予防策では不十分として、各乗務員の安全と健康を守るために強化策を要請したものです。

客乘連

防護服など感染予防強化

厚労省に新型コロナ対策を緊急要請

四

パワハラ対策は企業の義務

4月から、同じ企業で働く正社員と有期社員との間で、「あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止」する同一労働同一賃金が始まりました。通勤手当やシ

フト手当などで正社員と
有期社員に違いがあるのも、
禁止対象になります。また、
昨年4月から施行された時間外労働の上限規制(午後9時までに終業する場合、月45時間)も、この規制による休暇を与えないと、時間外労働を命ぜる事は法律違反となります。

的特別な事情、労使合意する場合でも年720時間、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以下で、5月45時間以下とができるのは、年6か月（月）は、4月から中小企業にも適用されます。法に基づき運用されている点が本検査が必要です。

6月からパワーハラスマネント（パワーハラ）の防止対策を講じることが求められます。

業の義務になります。労働施策総合推進法の改正でパワーハラスメントが法制化されたことによります。セクシュアルハラスメントの防止対策は男女雇用機会均等法、育児・介護休業法による対策を講じることが義務付けられており、今回の法改正でさらに強化されます。

航空運送には昨日、パワーハラスメントに関する相談が多く寄せられています。加害者が社内のトップクラスであるため誰も舌に口に出すことができず、加害者に目を付けられた社員は「成績が悪い」とことを理由に何人も退職に追い込まれていることが報道されて

しさが必要」といったえや部下に厳しく接するのは悪いことではないとする感覚が指摘されいます。そのため、行き過ぎた対応にもかかわらず、問題視されることがあります。

WG適宜開催し具具体化を促ら説明受ける。組織についてした。アは、航空「」と「事如」とい田副議長（グラフ）務局長兼務、佐事（同事務局兼務 JGS労組書記）席。航空局からも、

困ったときに活用できるなかつた保育園の休校で仕事を休まざるを得なくなつた当事者に人で悩ま。口や公共活動組合に。当事者に見
ントがあり。

休業補償	
新型コロナの影響で売上上がりが1カ月5ヶ月以上低下した雇用保険適用の企業	休業補償

<p>た 離職率低 下へ の構築に と取組。 等による生 例：資機材 ームの構築に は契約単価の問題が多 いと指摘すると、担当課 を「ハグラン会社が声を挙 げなければ入札できなか い」となれば上げざるを得 ない。資機材の共通化で ・共有化については福岡 空港での事例を紹介して 空港特性を踏まえ進路 ていく」と感じました。</p> <p>新型コロナウイルスの影 響については「収束後も 3つの柱で構 ます。</p>	<p>生活が困っている世帯 や個人への給付</p> <p>売り上げが急減した中 小企業・個人事業主への 給付</p> <p>新型コロナウイルスの 影響による休業や収入 の減少</p>	<p>※その他として児童手当の 上記支援は補正予算成立以 降のもの</p>
---	---	---

図表題：インバウンドの拡大を受けたグラハン必要人数のイメージ

年	無移民（現行の在留規制による 在留者数をもととした推計）	有移民（年間100万人の 新規入国者による推計）
2005年	約1305万人	約1305万人
2010年	約13100万人	約13100万人
2020年	約13300万人	約13300万人
2035年	約13800万人	約14500万人

注：グラフは、内閣府「平成20年版総務統計年報」による
現行の在留規制による
在留者数をもととした推計。
2020年以降は、年間100万人の
新規入国者による推計。
また、2010年よりは、年間100万人の
新規入国者による推計。
内閣府「平成20年版総務統計年報」による
現行の在留規制による
在留者数をもととした推計。
2020年以降は、年間100万人の
新規入国者による推計。

グラハンの必要人員を示した資料。航空局提供

音でコアルミニウムを
不把握、空港毎の課題を
決に向け、両省・関係機
関・民間会社で策定議
論を開催し対応を検討した
結果、アクションプランを
策定となった。空港毎の
ワーキンググループ（WG）
は今後も適宜開催され
し、現場レベルで対応を
調整していく」として、
局が連携を促すことで現
体化を促進させることを明
しました。

日本語翻訳（クランチ）によれば、アラム・ブッシュは、航空局長が「人材不足」と「人事問題」に係る2つ課題について、「対応策をまとめたものです。航空連から島素者間の連携欠如」というフレーズで、JCS労組記録長が出席。航空局からも航空連代表として、ツワーラー部が対応しました。

アランは、①人材確保、教育の強化（例：外語学習）、②組織化（例：労組活動）、③労使協議会（例：労使協議会開催）、④労使連絡会（例：労使連絡会開催）など、多岐にわたる組織化によって、アラム・ブッシュは受けました。

等のクリーパーによるもの等の構成化の柱で構成されています。担当者は策定に至った経緯について「国際線規制に向け、空港のグランドハンドリングを確実に提供する環境を整備するため国際線誘致推進本部

新型コロナウイルスの支援

困ったときに活用できる公的支援	
休校で仕事を休まざる えとなった保護者の 休業補償	新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応支援策／フ リーランス日額1400円／休業し た賃金を全額補償した企業／日 額8330円上限
新型コロナの影響で売 り上げが1ヵ月5%以 下低下した雇用保険適 用の企業	緊急対応期間：4月1日～6月30日 雇用維持を図ための休業手当に 要した費用を助成／中小企業 5分の4、大企業4分の3／解 雇等を行わない場合中小10分の 9、大企業4分の3／対象労働 者1人1日当たり8330円上限。
生活が困っている世帯 個人への給付	全国民1人一律10万円（1回給 付）
売り上げが急減した中 小企業・個人事業主へ の給付	対象期間：1月～12月のどこか の月が前年同月比50%以上減少 1回だけ給付 中堅・中小企業は200万円上限 個人事業主は100万円上限
新型コロナウイルスの 影響による休業や収入 の減少	生活福祉資金貸付制度（緊急小 口資金） 学校等の休業、個人事業主等対 象／上限20万円／その他上限10 万円／償還期限2年、無利子・ 保証人不要
その他として児童手当の1万円上乗せ。 上記支援は補正予算成立を前提とする項目も含みます。	

新型コロナ感染予防のため取り組み中止



都内立川駅前での宣伝行動。1月28日都内6カ所宣伝

J A L解雇争議

全世界に猛威をふるっている新型コロナウイルス感染者の治療に日々奮闘しているすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

航空業界は渡航・入国制限、外出の自粛によって運休・減便を強いられ、労働者にも多大な影響を及ぼしています。J A L争議団も参加される皆さんの安全や健康を最優先に考え、や健康を最優先に考え、

4月に予定していた日程の中止を決めました。まことに緊急事態宣言を発令し、宣言期間となる5月6日まで外出自粛の措置がとられた状況を踏まえ、5月6日までの間は独自の取り組みだけではなく全国で予定されているすべての取り組みへの参加中止を決めました。

自らしつつも萎縮せず、今は取り組み再開に向けての準備期間と受け止めています。

6月までの間に心から感謝を申し上げます。

航空の現場の最前線で働いている仲間は運航の安全を担う使命感の方々で、「私もいつか感染するのではないか」と自分

ではないか「自分が感染源になって家族や大切な人に感染させてしまったのではないか」といった不安感が相次ぐなか、客室乗務員から基本給が2

0万円そこそくで手取りは17万円。家賃や光熱費、食費で自転車操業になってしまっています。声を出したいが目に付けられそう

といった声も寄せられています。客室乗務員の給与は、基本給と乗務した際に支払われる乗務手当

で組み立てられていました。乗務手当は月収の2

ヶ月を占めており、運休減便で乗務がなくなりれば収入になります。

J A Lでは破綻の際、賃金を大幅に引き下がられました。その後の業績回復に伴い賃金制度の改善も行われましたが、現職員の賃金制度を見直され、運休減便が設けられていま

いました。しかし、現在は、実際の業務に合わせて支

払われる仕組みになってしまっています。行政や会社はこれらの切実な声に耳を傾け、誠意をもって職場の要求に応えることが求められます。J A L争議団も尽力を惜しまず奮闘したいと思っています。

健康・生活守る要求提出

当該労組

医療関係者の奮闘に感謝

当該労組

おの、客室乗務員の生活をひっ迫させています。こうした状況を踏まえC G Uは4月5日、会社に

対し、新型コロナウイルス対応に関する緊急要

求を提出し、国際線の全便

運休、働き方の整備、賃

金補償などを求めまし

た。争議解決を求める要

